

自治会総会の書面議決の進め方

自治会の総会については、従来のように集まってする方式だけではなく、書面議決でも行うことが可能です。書面議決を行う場合に参考にしてください。

書面議決とは、やむを得ない事情で総会に出席できない場合に、書面をもって議決権を行使する方法です。 ※総会の開催をやめるのではなく、開催するが書面での参加を求める、という考え方です。

書面議決の進め方

- ① 役員会を開催し、総会を書面議決にて行うことを決定する。
- ② 「総会の開催案内」、「議案書」、「書面表決書」を全員に配布する。
- ③ 会員から「書面表決書」を提出してもらう。
- ④ 提出された書面表決書を役員などで集計し、取りまとめる。質問や意見などがあれば、その内容についての対応を協議する。
- ⑤ 回覧などで、全員に結果を報告する。

※書面議決の様式は、自治会の事情に合わせて修正して使用してください。

※あくまで一例ですので、進め方は自治会においてご判断ください。

◎認可地縁団体(法人格のある町内会等)

認可地縁団体につきましては、地方自治法の規定により年に一度、総会の開催が必要となりますが、上記の方法などをご検討いただき、会員の方の安全に配慮したうえで、ご判断をお願いいたします。

なお、会則や規約等に別段の定めがない場合でも、地方自治法の規定により書面議決を行うことができます。

※認可地縁団体を組んでいる自治会には、書面議決後、議事録も作成して下さい。